

北海道障がい者施策推進審議会・第1回意思疎通支援部会

日 時：令和元年(2019年)11月22日(金)

18時00分～19時30分

場 所：かでの2・7 520研修室

出席委員：橋本部会長、山根委員、佐々木委員、島委員、泉委員、沖村委員、畑中委員
朝倉委員、松井委員、武田委員、渋谷委員、吉田委員

欠席委員：三浦委員、岩間委員、加藤委員、池部委員

事務局：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長 畑島

社会参加グループ 坂田主幹、澤田主査、高野専門主任、田中専門主任

(事務局 坂田)

道庁の坂田でございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第1回意思疎通支援部会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は手話通訳、要約筆記、通訳介助の支援者の方々に情報保障をお願いしております。マイクを使用いたしますので、発言される場合は挙手をさせていただきようお願いいたします。また、発言に当たりましては初めにお名前をお願いいたします。

本日の会場の状況をご説明いたしますと、皆様が入ってきた入り口の向かいに窓があるお部屋になってございます。委員と事務局の席につきましては、入口を背にいたしまして入口側に横1列、その横1列のひだりはじから窓側にかけまして縦に1列、窓側に1列というお席になってございます。

また、入口側を背にいたしまして右手にスクリーン、左手側に傍聴席もあるという状況でございます。

それでは開会に当たりまして、障がい者保健福祉課長畑島よりご挨拶を申し上げます。

(事務局 畑島)

皆様、お疲れ様でございます。障がい者保健福祉課長の畑島と申します。よろしくお願いいたします。

本日、第1回目の部会の開催にあたりまして挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から本道の障がい者施策の推進につきまして格別のご支援とご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして深くお礼申し上げます。

本部会におきましてご検討をいただき、制定に至りました意思疎通支援条例と手話言語条例を施行してから1年半が経過したところでございます。

道においては、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることや、手話が言語であるとの認識を広く道民の皆様にご認識いただければと思います。

また、この部会におきまして、ご協議いただきまして本年3月には障がいのある方への配慮と情報保障のための指針を策定することができました。こちらに関しましても改めて感謝申し上げます。

道といたしましては、これらの普及啓発等の取り組みを進めているところでございますけれども、まだまだ十分に普及はされていないと考えておりまして、障がいのある方もない方も障がいの特性に応じた配慮や情報保障などが当たり前となる、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けまして、引き続き取り組んでいく必要があると思っております。

この意思疎通支援部会では、この二つの条例の施策を総合的に推進していくために皆様からのご意見をお聞きしまして、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えておりますので、皆様方には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

続きまして、第1回目の部会となり、委員の交代をされている方もおられますので委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお本日、三浦委員、岩間委員、加藤委員、池部委員につきましては都合により欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、お席の順番に沿ってご紹介をさせていただきます。

まず、入口を背にしまして横1列にお座りの委員をご紹介いたします。入口を背にいたしまして、右手から島委員でございます。

(島委員)

島でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

そのお隣、松井委員でございます。

(松井委員)

松井です。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

そのお隣、渋谷委員でございます。

(渋谷委員)

渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

続きまして、入口の横1列のひだりはじから窓側にかけて縦1列にお座りの委員をご紹介いたします。

入口に近い方から、新任の委員となります、朝倉委員でございます。

(朝倉委員)

北海道社会福祉協議会権利擁護課の朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

同じく、新任の委員となります山根委員でございます。

(山根委員)

初めまして、北海道ろうあ連盟理事長山根昭治と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

そのお隣、佐々木委員でございます。

(佐々木委員)

北海道中途難失聴者協会の佐々木と申します。よろしくお願いします。

(事務局 坂田)

そのお隣、吉田委員でございます。

(吉田委員)

全要研北海道ブロックの吉田と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

続きまして、入口の向かい側、窓側 1 列にお座りの委員をご紹介します。入り口を背にしまして左側から、武田委員でございます。

(武田委員)

北海道手話サークル連絡協議会武田と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

そのお隣、畑中委員でございます。

(畑中委員)

北海道手をつなぐ育成会の畑中でございます。

(事務局 坂田)

そのお隣、橋本部会長でございます。

(橋本部会長)

橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

そのお隣、泉委員でございます。

(泉委員)

泉です、よろしくお願いします。

(事務局 坂田)

そのお隣、沖村委員でございます。

(沖村委員)

札幌盲ろう者福祉協会の沖村と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。事務局は入口側横 1 列、左手に 3 名おります。畑島課長、それから私、坂田。その隣に澤田主査でございます。

(事務局 澤田)

澤田と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 坂田)

それでは、ここからの議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(橋本部会長)

それでは改めまして、進行を務めさせていただきます。橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の日程と予定の議題及び資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。本日の日程と資料についてご説明いたします。本日の日程につきましては次第にありますとおり、報告事項「北海道聴覚障がい者情報センターの開設について」、議事「意思疎通支援条例及び、手話言語条例関連事業も実施状況を踏まえた今後の施策について」、「その他」、閉会の予定です。終了時間は7時半を目処としたいと考えております。

次に配布資料の確認をさせていただきます。今、説明いたしました次第が1枚、続きまして、委員名簿が1枚、資料1「北海道聴覚障がい者情報センター概要」を1枚、資料2「意思疎通支援条例及び手話言語条例関連事業の実施状況を踏まえた今後の施策について」が1枚、資料3「視覚障がい者等の読書環境の整備を推進に関する法律案（読書バリアフリー法案）の概要」となっております。配布漏れなどがあればお知らせください。

以上です。

(橋本部会長)

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 畑島)

改めまして畑島でございます。よろしくお願いいたします。私の方から北海道聴覚障がい者情報センターの開設についてご説明させていただきたいと思います。

北海道聴覚障がい者情報センターにつきましては、8月1日に北海道ろうあ連盟が設置し、道が財政支援する形でオープンしたところです。委員の皆様は御報告が遅れましたこと、お詫びいたします。

まず情報提供施設の開設に至った経過につきまして、若干お話をさせていただきます。

聴覚障がい者情報提供施設は、平成2年の身体障害者福祉法の改正に伴い法的に位置づけられて、関係団体と施設設置の検討を行ってきた経過がございます。

その間には、札幌市との共同設置などを検討したこともございましたが、調整がつかず札幌市が単独で「視聴覚障がい者情報センター」を設置いたしました。

その後も、施設開設の要望を長年いただいております北海道ろうあ連盟と、断続的に北海道にふさわしい情報提供施設について意見交換をしてきたところですが、昨年4月に「意思疎通支援条例」と「手話言語条例」の施行を受け、施設開設の機運が高まったことや、同月に北海道ろうあ連盟から、改めて「北海道聴覚障害者情報提供施設設置の要望」をいただきましたことから、5月から北海道ろうあ連盟と施設開設に向けた話し合い重ねてまいりま

した。

そこで、平成31年3月15日の部会では、ろうあ連盟の設置運営による施設の開設、聴覚障がいに係る機能の段階的な集約、災害対応やICTの活用など、広域分散の本道にふさわしい機能について検討している旨を説明し、ご意見をいただいたところです。

その後、ろうあ連盟が自らの第二種社会福祉事業として情報提供施設を開設することの目処が立ち、それに対し道として国の基準に基づいて補助することを決定し、6月下旬に、議会への予算提案について、皆様にお知らせをいたしました。

経過につきましては、以上でございます。

次に開設しました北海道聴覚障がい者情報センターの概要について説明いたします。

資料1をご覧ください。この資料は、ろうあ連盟で作成されたものを使用させていただいております。まず、1番上の囲みの部分についてでございますけれども、当センターは身体障害者基本法に基づく施設で、聴覚障がい者用の録画物の製作及び貸出事業ですとか手話通訳者の養成、それから派遣等の事業、こういったことを行う施設といたしまして、北海道ろうあ連盟さんが今年の8月に開設したところでございます。

次に施設の概要についてでございます。設置場所は道民活動センター4階のろうあ連盟内に設置されたところでありますが、来年度に拡充が予定をされているところでございます。

次に、施設機能の内容といたしましては、資料に記載の通りですけれども、DVDの貸し出しコーナーですとか、映像物の編集制作コーナー、それから遠隔手話サービスコーナーなどとなっております。次に情報センターの主な事業内容といたしましては、こちらも資料に記載の通りではございますけれども、インターネットを介しまして手話通訳者が市町村の窓口とやりとりを行う遠隔手話サービス事業。この事業につきましては、今年度はモデル事業として実施されておりまして、先日ろうあ連盟さんと美幌町さんとの間で第1号となる契約が締結されたところでございます。

このほか、手話通訳者の派遣、養成事業、字幕機器ビデオライブラリーの貸し出しですとか、製作、それから手話通訳者の設置事業、相談支援、情報発信などを実施しております。

次に組織の運営体制についてでございますけれども、情報センターの組織は施設長を含めまして、5名体制となっております情報センターの事業を円滑に推進し、その機能を充実させていくために、関係機関の皆様方からのご意見をお聞きする場として運営懇話会が設置されております。説明の方は以上となります。

(橋本部長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご質問ありましたら、お願いいたします。挙手をいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

(泉委員)

北身協の泉でございます。この主な事業について、中核都市の扱いはどうなるのでしょうか。札幌は政令都市で別ですけども、中核都市に関しても別扱いになるのでしょうか。それとも一般の市町村と同等の扱いになりますか。

(事務局 澤田)

澤田です。事務局の澤田です。聴覚障がい者情報センターの事業について、札幌市さんは指定都市で情報センター事業もされておりますので、別扱いというふうに考えておりますが、旭川市、函館市の中核市も対象にして実施する予定であります。

(橋本部長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他ご質問ありませんでしょうか。

(島委員)

大変お世話になっております、島でございます。まず、このセンターを設置されたということは非常に喜ばしいというふうに思います。夢が叶ったなっていう気持ち、皆さん同じ気持ちではないかと思うところです。これまでのご苦勞に改めて感謝申し上げます。

ご説明にあったところの、今年度スタートして次年度に拡充というお話がありましたが、具体的にどのような拡充を計画されているのか教えていただければと思います。お願いします。

(事務局 坂田)

事務局の坂田でございます。島委員からのご質問にお答えいたします。拡充につきまして面積の話でございまして、現在かでの4階に63平方メートルの面積を確保しております。これに加えまして来年度2020年の4月から5階のフロアに82平方メートルの面積をセンターの専用で確保したということでございます。

(島委員)

ありがとうございます。面積の拡充、理解いたしました。業務の中身についての具体的な計画がありましたら教えていただきたいのです。これが一つ。

参考までに視覚障がい者の事業について、札幌市は視聴覚情報センターが大通りにあり、視覚と聴覚が1階、2階に分けられて支援事業を行い、一つのセンターという体を作っているわけですが、いろいろな横の連携というのが札幌では生まれてきていると思います。そういった意味合いから、前回の会議でもご発言があったかと思うのですが、今後、情報保障という観点で聴覚障がい者というその障がい者別のカテゴリーを超えたところでの事業の拡充展開が計画にあるのかどうかお聞かせいただきたいです。

それからもう一つ、遠隔システムについて、美幌でモデル的に事業が始まったというご説明がありました。私たちもいろいろ情報保障の情報提供のセンター事業にも取り組んでいるのですが、この広域に渡って情報提供するということの難しさは、視覚障がい者に関してもいえることがありますので、私たちのこれからの事業展開の中で、広域遠隔地に対しての支援事業の参考にさせていただきたいと思うので、そのモデル事業の内容につきまして少しご説明を詳しくいただけると大変ありがたいです。お願いします。

(事務局 坂田)

事務局の坂田でございます。面積の話以外、業務内容の拡充についてのご質問でございますが、現時点で、来年の4月からこの聴覚障がい者情報センターの拡充する業務のもので決まっているというものはございません。

センターでの要約筆記の実施について、3月の部会と10月のろうあ連盟のセンターの懇話会でも御意見がございました。この件につきましては、ご意見を踏まえ、道庁でも考えて行かなければならないと思っているところではあります。

ただ、実際にその聴覚障がい者情報センターが要約筆記の業務をきちんとできるのか、どういった体制ならできるのかなどを道も一緒に考えていかなければなりませんし、今の要約筆記の業務を長年、北身協さんをお願いをしており、それに合わせた人の体制というものも取っていただいているので、委託を無くして北身協の運営に影響がないようにということも考えていかなければならないと思っております。

今、島委員の方から「来年度取り組むことはありますか」というご質問ですが、他の方から早期にというような声も聞いておりますので、そこを意識して取り組んでは行きたいと思っておりますけど、現時点で決まっているものはございません。

(橋本部会長)

続いて、遠隔モデルについてお願いします。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。私の方から遠隔手話サービス事業の中身についてご説明をさせていただきます。

遠隔手話サービスといいますのは、実際に今は手話通訳者の方がいらっしゃらない市町村におかれては、ろうあ連盟さんが実施している派遣事業があり、依頼を受け、手話通訳者の方が実際に地域まで行って、手話通訳をするという状況になっております。

この遠隔手話というのは、手話通訳者がいらっしゃらない市町村におきまして、市町村の窓口などにタブレットを置きまして、テレビ電話を使い、札幌にいる手話通訳者が市町村の窓口に来た聴覚障がい者の方と手話ができない市町村職員との間に入りまして、事務の手続きとかを手話通訳するという事業になっています。

(橋本部会長)

ありがとうございます。他に質問いかがでしょうか。

(島委員)

すみません。追加でお願いを一つ。

(橋本部会長)

島委員から追加です。

(島委員)

先の質問にお答えいただいたことを受けまして、ご提案というかお願いをさせていただきます。

今後、このセンター事業が拡充、充実したものになって利用者の方たちの喜ばしいものになっていくためにも、大事なものとしては運営懇話会というご説明ありましたが、この役割が非常に大切になってくるだろうと思います。現在運営懇話会について、どういう構成でどういう頻度で行われているのか私は存じ上げませんが、今後、運営懇話会を展開していく中で出来れば、いろいろな特性のお持ちの方達、例えば中失協の方とか盲ろう者の方とか私たち視覚障がい者とか、それから一般の方、有識者など、いろんな人たちの顔をそろえた運営懇話会にしていくことが、このセンターをより良いものにしていくためにキーになって来るのではないかなというふうに感じますので、これは一つのご提案として申し上げさせていただきます。回答は結構です。

(橋本部会長)

はい。より良くしていくってことは、この部会のスタートしたところからの大きな目標です。条例ができたから、あるいはセンターができたからといって終結終わるものではないので、これは広くみんなで力を合わせて取り組んでいかなければならないというふうに思います。皆さんも多分、同じように考えておられると思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。協議事項について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。私の方から資料2の意思疎通条例と手話言語条例の関連事業の実施状況を踏まえた今後の施策についてということでご説明をさせていただきます。

まず、1の実施状況についてであります。部会の方には昨年8月の時に途中経過を報告した以降、報告をしていなかったと思いますので、昨年度とから11月まで実施している条例の普及について、お話をしたいと思います。

まず、条例の概要等を紹介するホームページを障がい者保健福祉課のホームページの方に開設をしております。こちらには昨年度作成したパンフレットですとか、条例の概要、条例の本文も載せております。

続いて、パネル展の開催です。これ本庁舎及び振興局で開催をしております。本庁舎につきましては、昨年度も今年度も5月にパネル展を開催しております。

また、今年度につきましては12月の初めの障がい者週間にパネル展を実施することとしておりまして、意思疎通支援条例及び手話言語条例や障がい者条例などの施策をご紹介するようなパネル展となる予定です。ここでも各事業のチラシや昨年度つくりましたパンフレットなどを配布予定です。

平成30年度につきましては、皆様のご協力をいただきまして道民フォーラムを全道6カ所で開催したところであります。

また、道政広報番組「赤れんがカフェ」にて、昨年度は条例ができた年ということで割り当てをいただきまして、条例について番組で紹介をさせていただきました。

その他、いろいろな会議や関係団体の皆様から条例の説明をしていただきたいというようなお声もいただきまして、会議や研修の場において、条例の説明をさせていただいたり、パンフレットを配布させていただいたりしているところです。

続きまして、情報保障について(2)のところですが、知事記者会見の手話付き動画の配信をしております。これは昨年からろうあ連盟さんに作っていただき、道庁のホームページの方で配信をしております。

また、昨年度少し報告をしておりますが、動画を作成しております。

一つは、ミニ手話講座ということで、簡単な手話や単語を30個ほど、紹介する動画を作成しております。これは道民の方々に向けてということで、北海道庁で開設しているYouTubeで発信をしているところです。

「おはようございます」などの単語を一つ一つ、動画で見ることができるという形で配信をしております。

併せて、「イベントなどでの情報保障と配慮についてという動画」も作成しております。こちらは昨年の札幌で開催した道民フォーラムの様子を撮影したものになっておりまして、要約筆記や手話通訳の方々がおられたり、車椅子の方が座られる席を設けていたり障がいのある方に配慮した情報保障や会場設営をさせていただいた様子をご紹介する動画となっております。

また、私ども道職員にも手話を覚えていただきたいと思いますと考えまして、職員向けの手話講座を開催しております。これは昨年度も今年度も、対象者20名、全10回でやっております。

今年度は、さらに小さい講座も開催することとして、5名定員での職員向け手話講座というのをやっております。これらについては、職員のお昼休みを活用して講座を開催しております。

それと今年度から、職員同士がつながったインターネット上のネットワークを活用した掲

示板というのがございまして、そこに毎月手話の挨拶などを紹介しております。

最後に、皆様方に昨年1年間ご検討いただき策定いたしました「障がいある方への配慮と情報保障のための指針」を、本日配布させていただいております。

4月に印刷しました簡易版につきましては、指針作成にご協力をいただいた関係団体の皆様にA4フラットファイルでお送りしております。本来は、その際に委員の皆様にもお送りする予定でしたが発送が漏れていたようでして、委員の皆様にも今回初めてお手元に届くということになってしまい、大変申し訳ありません。

今年度、予算がつきまして製本版ということで、この冊子を作成いたしました。中身は昨年度ご検討いただいた内容で作成をしており、先ほどご説明したイベントなどでの情報保障と配慮についてのDVDも指針と一緒に挟んでおります。

現在、市町村や福祉関係団体の皆様にお送りしています。また先日、福祉のまちづくり協議会というのがございまして、何人かの委員の方々には出席されていたかと思いますが、構成委員が食品団体や建築関係の団体、交通機関の団体など、様々な各種関係団体の方々となっております。その協議会におきまして、この情報保障のための指針について少しご紹介をさせていただいて、配布をさせていただいております。障がいのある方への配慮とかがわからないというような民間の方達にぜひ、この製本版を配布して、活用していただけるように紹介をしていきたいと思っております。

以上が現在の実施状況です。今後の取り組みについては2番になります。課長の挨拶にもございましたが、来年度に向け、情報の普及はまだまだ進んでおりませんので、策定した指針を効果的に皆さんに普及をしていく方法ですとか、情報保障の推進などについて、このあと皆様からご意見をいただきたいと思っております。

つづいて、(2)の読書バリアフリー法施行による今後の施策について、資料3をご覧ください。法律は施行されておりますが、施行前の概要版を使わせていただいております。

令和元年6月28日に公布されております読書バリアフリー法は、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障がい者や発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な方々の、読書環境の整備を推進するために作られた法律となっております。

例えば、活字ではなくて電子書籍などの普及など、視覚障がいある方達の利便性の向上に著しく資するという事で、普及を図ることが考えられているところです。

国からは具体的内容はまだ示されておられません。この基本的施策という9条から17条に書いてあるものを推進していくこととなりますが、まずは、国において基本計画が策定されて、各自治体へ示される予定となっております。

おそらく今年度末頃には基本計画が示されるのではないかと思います。地方公共団体はこの国の計画を受けて、計画策定することが努力義務とされておりますので、今後、国と連携を図って、地域の実情を踏まえて計画等を策定していく予定となっております。

来年度になりますけれども、国の計画策定後に、道としても計画を策定することになります。来年度は、障がい者福祉計画の見直し時期となっておりますので、意思疎通関係と併せて読書バリアフリー法関係の施策についても、福祉計画に盛り込んで策定していきたいなど思っておりますので、来年度以降になるんですけれども、こちらの内容についても、今後検討をお願いしたいと考えております。

今回はお知らせになりますが、来年度以降はこういうものも検討に加わっていくと考えております。私から説明は以上です。

(橋本部会長)

はい。ありがとうございました。それでは、ただいまご説明をいただいたことでご意見、ご質問をいただきたいと思います。大きくは二つありまして、一つ目は、この条例に基づくさまざまな実施状況についてです。まず、ご質問あるいはご意見があれば、承りたいんですがいかがでしょうか。今後の取り組みについては後ほど次のテーマとしてお伺いしたいと思っています。

まず、ここまでの実施状況ついていかがでしょうか？山根委員から手が上がりました。

(山根委員)

山根です。まず、パンフレットを作られていると思うのですが、どんなものを作ったのでしょうか。ちょっと見たことがないので、教えてください。大人向けのものでしょうか。

(橋本部会長)

事務局からお願いします。

(事務局 澤田)

昨年度作ったパンフレットは、意思疎通支援条例と手話言語条例のパンフレットになっておりまして、条例の簡単な内容と障がいのそれぞれの特性と配慮の事例を紹介しております。

昨年度、部会で配布をさせていただき、各関係団体にもお送りさせていただいております。

(山根委員)

わかりました。意見ですが、道民の子供たちにもわかるようなパンフレットの配布が必要だと思います。

京都の教育委員会でシンプルなパンフを作ったり、旭川市でも小学校4年生向けのパンフレットを作っています。このように子供向けのパンフレット、やはり大事だと思います。

子供は頭が柔らかいので、印象に残りやすいものです。ぜひ検討をお願いしたいと思っています。

それともう一つ、職員向けの手話講座を開催されていると伺っております。使わないと忘れます。北海道教育委員会の特別支援教育課では始業前に毎朝5分ミニ手話講座をやっていると聞いています。道職員の皆さんも忙しいと思いますが、毎朝5分手話勉強を提案いたします。

(橋本部会長)

では、事務局からお願いいたします。

(事務局 坂田)

事務局の坂田でございます。

手話言語条例それから意思疎通支援条例を子供に対する周知が非常に重要であって効果的ではないのかというご意見でございました。私ども道としても、同じように考えております。どんなものを使ってどんな形で周知をしていくのか、効率的、効果的なやり方、どんなものがあるのかというのをちょっと考えていきたいと思っております。

はい、それから2点目でございます。職員向けの手話の理解の促進ということでございます。特別支援教育課の取り組みは非常に良い取り組みだというふうに思います。どういう

ことができるかというのを今、お話しはできませんけども、中でいろいろ検討して参りたいというふうに思っております。以上です。

(橋本部長)

ありがとうございます。進行係が発言するのは控えたいとは思っているのですが、1点。道で作成したものをYouTubeに上げているというふうに先ほど説明されました。それを大々的にコマーシャルすることで中高生が手話に興味を持ってくれるきっかけになるのかなというふうに思いました。いかがですか。

(事務局 坂田)

坂田でございます。部長からのご提案についてはどういうやり方ができるのか、ちょっと今すぐ全く答えられませんので、ちょっと参考にさせていただきたいと思っております。

(橋本部長)

はい。先に発言してしまって申し訳ないのですけれども、どうぞ皆様、ご意見なりご質問になりお願いいたします。今、佐々木委員からありました。

(佐々木委員)

中失協会の佐々木です。ご苦労さまです。情報センターに関してはろうあ者だけではなく、私たち、中途失聴者も大きな期待を持って見守っております。今は開かれたばかりですけど、近い将来には要約筆記、盲ろうの方達も中に組み入れていただいて、情報センターに行けば聴覚障がいの方の困る部分、不便な部分に対してどのような制度があるかななどを教えてもらう、情報をもらうような、内容にしていただければありがたいなと思います。

もう一つ、知事の定例記者会見の動画についてですが、手話が付いているものもあるし、文字が付いているものもある。しかし、手話も字幕も両方付いているものが少ないんですね。手話、文字だけではなくて、北海道のホームページの動画には全て文字情報と手話を一緒に入れていただきたいと思います。これは私の協会の会員からの要望でもあります。私は手話も分るものですからちょっとうっかりしておりました。

やはり文字情報も入れてもらわなければ難聴者は理解できないということもありますので、そこはお願いしたいと思います。

最近のものでは、手話の動画が付いていなくて文字情報のだけのものが2つありました。私が見たのは11月7日に札幌大学とのアイヌの踊りかな。その部分に手話は無かったですし、11月20日にも文字だけでした。そういう部分もありますのでぜひ、北海道のホームページには配慮して頂きたいと思います。以上です。

(事務局 坂田)

事務局の坂田でございます。2点ご意見をいただきました。

まず、1点目は聴覚障がい者情報センターが手話だけではなくて、要約筆記を使われる中途難失聴者あるいは盲ろうの方のためのセンターにもなるべきというご意見でございました。センターが聴覚に障がいがある方すべてにとって、使い勝手のいいセンターになるというのは私ども十分認識しております。先ほどお話ししましたとおり道も今、委託事業につきましてもその視点を持って、検討は進めたいというふうに思っております。

それから記者会見のお話なんですけども、ちょっと待ってもらっていいですか。ご質問のですね、記者会見が定例の記者会見なのか、今すぐわからないものですから、今ご指摘ありました11月7日、それから11月20日の記者会見、こういったことも含めましてちょっ

と事実関係確認をさせていただきたいと思います。その上で対応が可能であればしますが、まずはちょっと事実関係を確認したいというふうに思っております。

(橋本部長)

よろしいですか。ご発言いかがでしょう。渋谷委員からお手が上がりました。

(渋谷委員)

北通研の渋谷です。

先程の佐々木委員の話聞いて、札幌市視覚聴覚障がい者情報センターでは、DVD自主制作は、音声・字幕・手話挿入がされています。独自制作と市委託事業として制作し、市のホームページにアップされ、情報保障がされています。手話がわからない方は字幕を見て、字幕のわからない方は手話を見たり、音声もあります。やはり、多様な情報提供が必要だと思います。今後、北海道ろうあ連盟が運営する北海道聴覚障がい者情報センターでは、是非、同様なDVD製作をしていただきたいと改めて思います。お願いしたいです。

それと、資料1(2)の情報保障についてですが、今後いろいろな動画発信をしていく時に、当事者団体の意見、北海道聴覚障がい者情報センター意見を聞きながら進めると思います。そこで(2)の中でどのように独自制作したものを発信したのか等をお聞きしたい。例えば、庁内掲示板ネットワークを活用しての挨拶等、手話の紹介について、今後もしるのであれば、北海道聴覚障がい者情報センターと協力し合い、製作は委託事業として実施するようにお願いしたい。道のホームページにアップする等、そのあたり少し状況をお尋ねしたい。お願いします。

(事務局 坂田)

事務局の坂田でございます。1点目のご質問につきましてはご意見につきましては、承知をいたしました。先ほどの佐々木委員のご質問の事実関係の確認も踏まえて、そういった意識でもって取り組んでやっていきたいと思っております。

それから資料の2の1の(2)のところにございました庁内掲示板での手話を紹介について。これにつきまして実施の方法といたしましては、これらの職員向けの掲示板ということになってございまして、私どもの方でその内容をアップしているということで、ここは直接的には聴覚障がい者情報センターとは、関わりはないということになっております。

(事務局 澤田)

続けて事務局の澤田です。動画のお話もあったと思うんですけども、ミニ手話講座動画配信とイベントなどでの情報保障と配慮について、この指針に付けている動画につきましては、これは北海道で独自に作成いたしておまして、ビデオも編集は別のところをお願いをいたしました。道で動画を取って作成をしたというものになります。情報センターに委託したというようなものではありませんでした。

(橋本部長)

はい。渋谷委員からであります。

(渋谷委員)

札幌市と道の違いとして、市本庁勤務の手話通訳者が全員、札幌聴覚障害者協会に委託されたので、現在、情報センターで製作される時には、手話挿入は、すべて手話通訳者や当事者団体が関わります。今後については、道職員の中に難聴者や手話の可能な方がいると思

ます。YouTube等にアップする時には、手話は言語であり、正しく広めていきたいという主旨であれば、職員が動画にアップするとしても、手話表現の監修は北海道聴覚障がい者情報センターに協力してもらうと良い。手話表現は大切ですから、道独自ではなく情報センターと連携をして制作するようにして、増やしてほしいと率直に思います。以上です。

(橋本部会長)

今後についてということで渋谷委員からご発言ありました。先ほど進行について実施状況をテーマにしていたんですが、ここからは今後の取り組みについてどんなことが望ましいかということで併せて、ご発言をいただければと思います。

ご意見或いはご質問を含めて、その前に事務局から。

(事務局 坂田)

はい。ただいまの渋谷委員のご意見につきましては、ちょっと補足といいますか先ほどの私どもがご説明でちょっと足りなかった部分がありましたので合わせてお話をさせていただきます。

YouTubeに載せている動画や職員向けの掲示板につきましては、現在の私ども障がい者保健福祉課で任用されている手話通訳員にやっていたいただいていることをご紹介します。

(橋本部会長)

今、沖村委員からお手が上がりましたので、お願いいたします。

(沖村委員)

盲ろう協の沖村です。いつも私たち障がい者のためにいろいろとご配慮のあった取り組みをされて、本当に感謝しております。ありがとうございます。

実施状況のことなんですけれども、昨年度民フォーラムがありました。このとき旭川会場で盲ろう者についてお話をさせていただきました。そこに参加された方が盲ろう者に興味を持ちまして、もっと勉強したいということで来られたんですよね。そういう話を聞いたらすごく嬉しくて、PR効果っていうかそれなりの効果があったなと思いました。

パソコンとか動画とかもありますけれども、パソコンを持っていてもインターネットは繋がっていないという方が結構いらっしゃいますし、やはりなまの人間の声を聞いてもらう。

盲ろう者一人一人、コミュニケーション方法についても様々ですので、それを画面だけで見ていただくというのは非常に難しいですよ。やはりこういうフォーラムを今後も続けていただけたらうれしいなと思います。

私たちのコミュニケーション方法には手話や指点字とか点字などいろいろあります。けれども一般の方がこれを覚えるのは非常に時間がかかります。誰でも子供さんでも簡単にできることがあり、ひらがなで手のひらに文字を書く、手書き文字なんですよ。そういうことも、もっともっと道民のみなさんに知っていただきたいなと思います。

先ほど山根委員の方からお話ありました、子供向けのパンフレットについて。私も以前から考えておりましたので、とても良いことだと思います。やはり子供さんの柔らかい頭の中で早い時期から障がい者のことをいろいろ知っていただくということが将来のためにもいいことだと思いますので、是非とも子供向けパンフレットを作成していただきたいなと思います。

あと、情報センターのことなんですけれども、佐々木委員から将来的には盲ろう者の方もというお話もありましたけれども以前にもお話をしましたが、盲ろう者は聴覚だけではなく

視覚にも障がいがあります。また、身体にも障がいがある方とかいろいろな障がいの程度があるんですね。そういうことも考えますと聴覚だけの情報センターではちょっと難しい面があります。

ですので、私たちは今後も情報センターには加わらない気持ちがあります。

ですけれども、札幌でもそうなんですけれど各団体さんの中でこういう方、視覚と聴覚の障がいを持たれた方がちょっと相談に行ったということがありましたら、盲ろう協会さんの方に「どうですか。」と紹介してくれればうれしいです。

ちょっとまとまらないお話で申し訳ございません。時間も無いと思いますので、これで終わります。以上です。

(橋本部会長)

様々な難しさに対して協力関係を持って、広げて行くというのが将来の方向性というふうな発言と伺いました。他にご発言いかがでしょうか。畑中委員と吉田委員から同時に手が上がったんですけれども、畑中委員からご発言をお願いします。

(畑中委員)

ちょっと質問なんですけど、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」というすばらしい冊子、委員の皆様からの意見を聞いて作っていただきました。本当にありがとうございます。

これはどの程度配布をされる予定でいらっしゃるのか。それと、この表紙が一回り大きいんですよね、普通のA4版より。これは何か意図があってこういうふうに大きくされたのか。ちょっとお聞きしたいなと思います。お願いいたします。

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。今、畑中委員から配布部数どれくらい。というご意見がありました。実際この製本版について、予算がなかなか足りなくて、600部くらいです。それを配布し、今後も予算の範囲内で少しずつ増刷していきたいと思っています。

少し大きい表紙で作ったということですが、昨年度これを作るときに皆様からの意見として、内容が少しずつ変わっていくのではないかというお話をいただいておりますので、内容に変更、修正が必要になった場合に抜き差しできるように、表紙とこの留め具を取ると中身を入れ替えることができるようにと考えて作成しております。また、表紙も少し大きくないと中身がボロボロになっていくと業者の方に提案をされまして、現在の形にしました。

(橋本部会長)

はい。続いて、吉田委員からご発言をお願いします。

(吉田委員)

全要研の吉田です。この指針について、600部の配布予定先っていうのは決まってるんでしょうか？

(事務局 澤田)

事務局の澤田です。市町村には配布済みです。関係機関と先ほど説明した民間団体や交通機関に配布いたしまして、約300部以上配布済みとなっております。

残り300部について、配布先は具体的に決まっていらないのですが、数がやはり少ないの

で効果的に使っていただけたところに出していきたいなというふうに思っております。

(橋本部長)

はい。続けて、吉田委員からご発言があります。

全要研の吉田です。資料2の(2)、情報保障についての部分についてですが、手話の講座も開催はされているのですが、今後、要約筆記の講座も開催予定等がありますでしょうか。

(橋本部長)

事務局からお願いします。

(事務局 坂田)

職員向けの要約筆記の講座ですね。すいません、今のところは考えてございません。

今日ちょっとそういったご意見をいただきましたので、そういうことが果たして出来るのかを含めて、グループで考えてみたいと思います。

(橋本部長)

あと時間が5分程度です。今後に向けてということで、ご意見なり、あるいは確認とかあればご発言をお願いしたいのですがいかがでしょうか。今、松井委員からお手が上がりました。

(松井委員)

北海道手話通訳士会の松井です。山根委員からも沖村委員から出てきているところですけど、やはり子供たちに障がい特性に応じたコミュニケーションの方法であるとか配慮の仕方を教えていくというのが何よりも効果的ではないかなと私は考えていますので、学校の中にこういったものをどうやって取り入れていくのか。今後検討していかなければならないのではないのでしょうか。

(橋本部長)

他、ご発言いかがでしょうか。武田委員からお手が上がりました。

(武田委員)

北手協の武田です。皆さんと同じように子供向けのものというのはとても大切だと思っております。それと先ほど吉田委員からも提案がありました。

職員向けの要約筆記の講座がないのか、というところあると思うのですが、例えば聴覚障がいの方が来たときに、効率のいい筆談の仕方ですとか、あと視覚障がいの方の手引きの仕方や案内の仕方など、いろんな障がいの方達の支援の仕方の講座、手話以外の講座について、ぜひいろいろな方法を検討していただければと思います。

(橋本部長)

他にいかがでしょうか。佐々木委員から手が上がりました。

(佐々木委員)

この冊子あと300部あるとのことですがけれども、欲しいという希望があれば配布いただけるのですか。うちの協会は北海道で5カ所あるので一冊もらっても周知するのは難しい。

そういった場合はいただけるのでしょうか。

(橋本部会長)

事務局から答えます。

(事務局の 坂田)

事務局の坂田でございます。残りの部数について、ちょっと今、どのような形で配布するか、まだ決めておりません。どういうところに配ったらさらに効果的なのかということも含めて考えさせていただきたいと思います。佐々木委員のご要望については承知いたしました。

(橋本部会長)

ほぼ時間が来ましたが、どうでしょう。よろしいでしょうか。ご意見をたくさんいただき本当にありがとうございました。一応、進行としてはここまでとして、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局 畑島)

畑島でございます。長時間に渡りまして貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今、いろいろなご意見をいただき、特に子供たちへの普及教育が大事ではないかという意見を多数の皆様方からいただいたところでございます。

今、いただいた意見につきましては、今後、施策の検討を進めさせていただく中で、参考にさせていただきながら、いろいろなことを考えていければというふうに思っておりますので引き続き皆様のご協力をお願いいたします。閉めさせていただきたいと思えます。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

(橋本部会長)

もし、ご意見とか、ご要望とかありましたら事務局の方に、お知らせくださいますようによろしくお願いいたします。

これで、第1回意思疎通支援部会を終了させていただきます。ご協力いただきありがとうございました。お疲れ様でした。